

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和7年2月18日（火） 号外第11号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県個人情報保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則 （2）（県民課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 代表監査 委員訓令	鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令（1）（監査第一課）・・・・・・・・ 4

## 公布された規則のあらまし

◇鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の減免の額を見直す。

## 2 規則の概要

(1) 開示の請求等において、代金引換以外の方法で写しを送付する場合の手数料の額は、鳥取県個人情報保護条例別表の写しの送付に係る手数料の項に定める額から300円（現行 350円）を減じた額とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第2号

鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（開示の請求等に係る手数料の減免）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 代金引換以外の方法で写しを送付する場合の手数料の額は、条例別表の写しの送付に係る手数料の項に定める額から<u>300円</u>を減じた額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>（開示の請求等に係る手数料の減免）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 代金引換以外の方法で写しを送付する場合の手数料の額は、条例別表の写しの送付に係る手数料の項に定める額から<u>350円</u>を減じた額とする。</p> <p>4 略</p>

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則第12条第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付について適用し、施行日前に行われた保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付に係る手数料については、なお従前の例による。

# 代表監査委員訓令

## 鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月18日

鳥取県代表監査委員 高 務 裕 子

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、事務局長が専決する。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p><u>（6） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第114条の規定による提案の審査等に関すること。</u></p> <p>（事務局長の委任決裁事項）</p> <p>第3条の2 代表監査委員は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）に規定する代表監査委員の権限に属する事務のうち次に掲げるもの。</u></p> <p><u>ア 同法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿並びに同条例第8条の規定による条例個人情報ファイル簿の作成及び公表</u></p> <p><u>イ 同法第82条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定、同法第83条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第84条の規定による期限の特例の適用の決定</u></p> <p><u>ウ 同法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送の決定</u></p> <p><u>エ 同条例第14条第1項の規定による直ちに開示決定等を行う保有個人情報の決定</u></p> <p><u>オ 同法第93条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定、同法第94条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第95条の規定による期限の特例の適用の決定（特に重要なものを除く。）</u></p> <p><u>カ 同法第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定、同法第102条第2項</u></p>	<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、事務局長が専決する。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（事務局長の委任決裁事項）</p> <p>第3条の2 代表監査委員は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>（1）～（3） 略</p>

の規定による期間の延長の決定及び同法第103条の規定による期限の特例の適用の決定（特に重要なものを除く。）

(5) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する代表監査委員の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

ア 同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定（特に重要なものを除く。）

イ 同条例第7条第2項の規定による決定期間の延長並びに同条第4項及び第5項の規定による期間の延長の特例の決定（特に重要なものを除く。）

(6) 略

(代決)

第4条 代決は、次の表の正当決裁権者（専決権者又は委任決裁権者をいう。以下同じ。）欄の区分に応じ、それぞれ第1順位者欄に掲げる者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ第2順位者欄に掲げる者が行うことができる。

正当決裁者	第1順位者	第2順位者
事務局長	次長	課長
次長	課長	

2 略

3 略

(補助執行事務に係る決裁)

第4条の2 知事の権限に属する事務について補助執行する場合の決裁については、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の規定の例によるものとする。

(4) 略

(代決)

第4条 事務局長に事故があるときは、次長がその事務を代決する。

2 次長にも事故があるときは、主務課長がその事務を代決する。

3 略

4 略

附 則

この訓令は、令和7年2月18日から施行する。